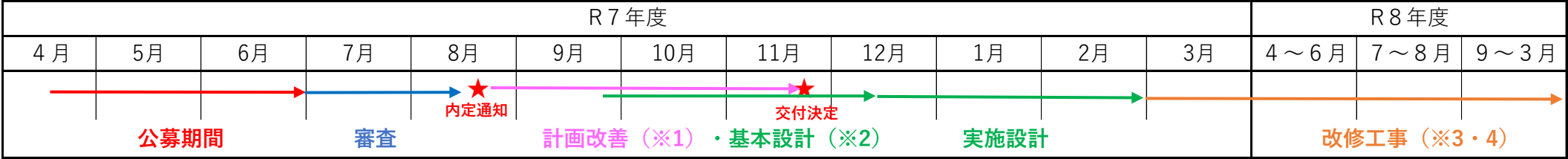


令和7年度多様な宿泊施設整備支援事業（旅の目的となる上質な宿泊施設）Q&A

	質問事項	回答
1	「県が選定した専門家からの意見を反映させて事業を実施すること」とあるが、どのような流れで事業計画を策定すればよいのか。	以下の流れにて、事業計画の策定を進めていただきます。 ①事業者様ご自身にて建築士やデザイナー、金融機関等へご相談の上、事業計画を策定 ②応募 ③審査、内定 ④県が選定した専門家からの意見を反映させ、事業計画をブラッシュアップ・修正 ⑤交付申請書の提出 ⑥交付決定 ⑦事業開始 ※詳しい想定スケジュールについては別紙をご確認ください。
2	古民家や空き家を新たに高級感のある宿に改修する場合も対象となるのか。	対象となります。
3	補助対象事業として新築は対象となるのか。	対象となります。
4	補助対象事業として1棟貸しは対象となるのか。	<u>対象外</u> となります。ただし、分散型ホテルのように5棟以上整備する場合は対象です。
5	平均客室単価はどのように算出すれば良いのか。	平均客室単価は、「客室の売上金額÷販売した客室数」で算出される指標です。（売上げに食事等にかかる売上げは含みません。）本事業では、年間の平均客室単価が2万円以上となる宿泊施設を対象とします。
6	「改修については施設全体を改修対象とする事業であること」とあるが、具体的にはどの程度の改修が必要となるのか。	事業終了後、提供される <u>全ての客室や共用スペース（ロビー等）が富裕層向け</u> となる宿泊施設を想定しています。判断に迷われる場合は、個別に相談してください。
7	「改修については施設全体を改修対象とする事業であること」とあるが、本館と別館など建物が分かれている場合、別館のみの改修でも補助対象となるのか。	所在地が同じ（旅館業法の許可を本館・別館一体で取得している）場合は、補助対象外となります。 なお、別館等を新たに増築（建設）する場合も、旅館業法の許可を一体で取得する場合は、補助対象外となります。
8	「食事の提供やフロントデスク対応等、宿泊客に対して充実したサービスの提供を行うこと」と要件にありますが、充実したサービスはどの程度のものでしょうか。	こちらの要件でサービスの提供内容や程度を指定するものではありません。ただし、審査項目に記載しましたように、サービス、おもてなし、食事、体験、アメニティ等の部分は審査対象となりますので、ご注意ください。
9	ソフト事業にかかる経費についても補助対象となるのか。	ソフト事業にかかる経費は補助対象外となりますが、ソフト面も審査の対象となります。応募の際には、ソフト面についても事業計画をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。
10	「総事業費2,000万円以上」とあるが、ソフト事業にかかる費用を含んでよいのか。	ソフト事業（食事メニューの開発、体験コンテンツ造成 等）に要する費用は含めることができません。改修・整備費等、ハード事業に要する費用で2,000万円を超える事業が補助対象となります。
11	土地の購入費用は補助対象となるのか。	土地の購入費用は対象経費と認められません。
12	内装改修に伴う備品購入の中で、食器は対象経費となるか。	購入する食器が、事業計画のコンセプトを達成するために必要なものであれば対象になります。 （例）海辺の漁家民宿から海辺のリゾートへの改修に伴い、洋風の食器を購入する。 ただし、食器購入費が全体事業費の相当部分を占めるような場合は対象外となる場合があります。
13	本補助金により整備した宿泊施設について、耐用年数の経過前に売却することは可能か。	原則として不可です。補助金適正化法に基づき、補助金等により取得した財産（不動産およびその従物）は、耐用年数が経過するか、補助金の返還を行わなければ原則として目的外での使用を含む貸し付けや廃棄等の処分ができません。
14	国庫との併用は可能か。	併用は可能ですが、事業費から国庫を引いた額を補助対象経費となります。ただし、専門家による意見の反映が必要であるため、国の補助金活用により整備内容が変更できない場合は補助対象経費外となる場合があります。

(別紙)

「多様な宿泊施設整備支援事業（旅の目的となる上質な宿泊施設）」 想定スケジュール



(事業の進捗等によっては、上記スケジュールと異なる場合があります。)

- ※1 ①内定後、事業計画を改善する期間が必要となります。(県が専門家を派遣)
内容にもよりますが、計画改善にかかる期間は約1か月程度と想定しております。
なお、基本設計を進めていく中でも、専門家よりの改善指導は随時実施させていただきます。
- ②計画改善以降、応募時にご提出いただいた「事業計画の実施体制」のメンバーに変更が生じた場合は、県への報告が必要になります。
- ※2 内定通知～交付決定までの期間に事業への着手が必要となる場合には、事前に「交付決定前着手届出書」を提出してください。
- ※3 改修工事については、令和9年3月31日(水)までに完了させてください。
(請負業者等への支払も令和9年3月31日(水)までに完了させる必要があります。)
- ※4 県からの補助金の支払は、精算払となります。支払いは工事終了後、令和8年4月下旬以降となります。(資金計画策定の際にはご注意ください。)